

# 土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

## （土木工事共通仕様書の適用）

**第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

## （土木工事共通仕様書に対する補足事項）

**第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

### （共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

### （現場代理人及び主任技術者等）【変更】

#### 1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

##### 1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

### （事故報告書）【変更】

#### 1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事務データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事務データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

### （しゅん工標）【追加】

#### 1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

### （工事成績評定の選択制）

**第3条** 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工期、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。
- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
  - (1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
  - (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙-2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙-2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
  - (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

**(1日未満で完了する作業の積算)**

**第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）

は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1～I-12-①-6に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

**(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)**

**第5条** 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点状型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

**(現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事)**

**第6条** 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係

る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

#### （資材価格高騰に対する特例措置）

**第7条** 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

#### （仮設トイレの洋式化）

**第8条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

#### （建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

**第9条** 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

#### （情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

**第10条** 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。

- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/>

#### （CCUS活用推奨モデル工事）

**第11条** 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

#### （工事着手日指定契約方式の試行）

**第12条** 本工事は、受注者が人員や資機材を効率的に配置し、生産性の向上を目的とした工事着手日指定契約方式の試行工事であり、別に定める「工事着手日指定契約方式実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 本工事は、工事着手日は令和8年10月1日（予定）、工期終期は令和9年2月28日とする。なお、受注者は、工事着手日まで工事の着手（現場事務所の設置、現場への資材の搬入及び仮設物の設置など）を行ってはならない。ただし、工期始期から発注者の指定する工事着手日までの期間内に、関連工事の早期完成や関係者の同意など、着手時期の制約が解消された場合は、監督員の承諾を得て工事着手日を変更することができる。

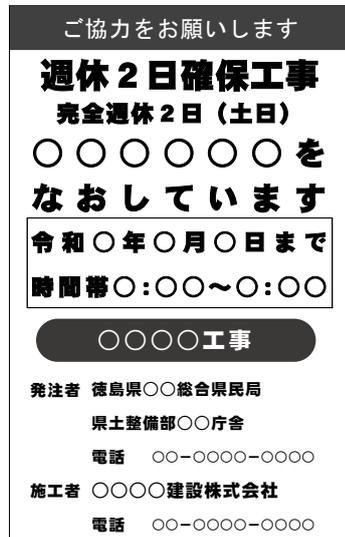
- 3 受注者は、工事着手日を工事着手日から起算して14日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に提出する工程表に明記しなければならない。
- 4 実施要領第5条に基づき、工程表の初回の提出に限り徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-4「1. 工程表の提出」について、文章中「契約締結後」を「工事着手日から起算して」に、実施要領第6条に基づき、工事着手日の前日まで現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を配置することを要しないため、徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-15「2. 技術者台帳」について、文章中「契約後」を「工事着手日から起算して」にそれぞれ読み替えるものとする。また、実施要領第7条に基づき、徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-2「37. 工事着手日」について、文章中「又は測量」を削除するものとする。

工事着手日指定契約方式実施要領  
 徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5036165/>

**(週休2日確保工事)**

- 第13条** 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取り組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
  - 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。
  - 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領  
 徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>



(標示板記載例) 完全週休2日（土日）の場合



(標示板記載例) 月単位の場合

**(暫定単価方式の試行)**

- 第14条** 本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛（以下「暫定単価」という。）を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。
- 2 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。
  - 3 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。

4 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

#### **(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)**

**第15条** 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費：警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：10.64%

2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.10%

3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。

なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

#### **(本工事の特記仕様事項)**

**第16条** 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

2 別途発注している関連工事と十分に調整を図り、効率的に施工すること。

3 各継ぎ目及び構造物境界部、隣接工事境界部について、隙間および段差が生じないように施工し、各層の敷ならしの際は転圧、不陸整正を行い、平坦性を確保すること。

4 本工事について、令和9年2月28日までの引き渡しを想定しており、この日程までに竣工検査を完了しなければならない。

5 本工事について、徳島県公共工事共通仕様書および土木工事施工管理基準、本特記仕様書に基づくものであるが、記載のない事項に関しては、以下の適用規格・基準を参考とし、監督員と協議の上、決定とすること。

・屋外スポーツ施設の建設指針(最新年度版)(公益財団法人日本スポーツ施設協会屋外施設部会)

- ・都市公園技術標準解説書(最新年度版)(一般社団法人日本公園緑地協会)
- 6 本工事に使用する材料について、「材料使用承諾願」を提出し、監督員の承認を受けてから工程に支障がないように手配すること。
  - 7 品質管理等において、必要とされる試験については監督員の協議を行い、必要である場合は変更対象とする。

**(床土について)**

**第17条** 本工事で使用する床土は、以下の規格に適合する材料とし、使用するまでに品質を証明する資料等を提出して、監督員の承諾を得なければならない。

- ①粒径 0.1mm～1.0mm が 60%程度以上のもの
  - ②粒径 2.0mm 以上（礫）が 10%程度以下のもの
  - ③粒径 0.1mm 以下（シルト・粘土）が 10%程度以下のもの
- 2 本工事で使用する床砂については、その取扱量等から「県外産の海洗い砂」を想定しているが、共通仕様書における「県内産資材の原則使用」の規程を踏まえ、県内産の砂を使用する場合、上記規格値及び設計図面に記載の粒度分布等特記事項を満たすものとする。
  - 3 床土材料について、以下に示す品質確認試験を行い、規格値を満足すること。なお、試験前に試験方法に関する資料を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

**<芝生材料(砂)の品質確認(分析試験)と規格値>**

名称	試験種別	規格値	備考
床土(砂)	pH(H <sub>2</sub> O)	5.5～7.5	ガラス電極法「土壤環境分析」
	電気伝導率(EC)	0.2ds/m以下	電気伝導率計法「土壤環境分析」
	飽和透水係数	1×10 <sup>-4</sup> m/s以上 (360mm/h以上)	定水位法「土壤環境分析」
	三相分布	—	実容積法「土壤標準分析・測定法」 芝生敷設後にコアサンプラーで抜き取って調査する。あわせて床土厚と根長を確認すること。

**(芝生について)**

**第18条** 本工事に使用する芝生については、次表の設計条件を満足するものとし、施工前に設計条件資料等を提出して、使用する芝生の仕様について監督員の承諾を得なければならない。また、品質確認の試験方法について資料を提出し、監督員の承諾を得ること。試験の結果、この規格値に合致しない項目がある場合は、発注者との協議により必要に応じて土壌改良材の配合等を対策、検討することとする。

- ①暖地型芝草をベースとし、寒地型芝草によるオーバースीडイングを施した健全な芝生ソッドとする。
- ②暖地型芝草は改良バミューダグラス(ティフトン 419)とする。
- ③寒地型芝草はペレニアルライグラスとする。
- ④暖地型芝草は1枚の栽培地(圃場)で出荷日までの、12ヶ月以上栽培されたものとする。ただし、やむを得ず、12ヶ月未満のものを使用する場合は、事前に監督員と協議を行うこと。
- ⑤芝草ソッドは、同時期発注の芝生敷設工事と調整のうえ、同じ栽培地(圃場)で栽培された同等品質の材料で統一すること。
- ⑥栽培地(圃場)の芝床は、砂とすること。
- ⑦芝草ソッドは、幅 0.76m 以上、長さ 13.2m 以上の大型ソッド(ロール芝)とし、厚さ(芝草高は除く)は 30mm 以上とする。

- ⑧芝草は種子証明及び栽培履歴（播種日、施肥、消毒散布日・種類、床土配合）を提出すること。
- ⑨使用する芝草の品質については、病虫害の発生や蔓延のないことを確認した材料とし、生育差、硬度差等を最小限に抑えること。

<完成した芝生の品質確認試験と規格値>

種別	試験項目	試験方法	規格値	頻度
土壌	現場透水試験	リング式	200～800mm/h	1,000m <sup>2</sup> 毎に1箇所
芝生	雑草病虫害の有無	目視	病虫害の見られないこと	芝生全面
	ディボット、不陸の有無	目視	ディボットおよびあきらかな不陸がないこと	芝生全面

**（芝生初期養生について）**

**第19条** 張芝施工後、工事期間内（工事竣工引き渡しまで）は請負者の責任において芝生の養生管理を実施すること。監督員及び当該施設の指定管理者と十分協議の上、事前に維持管理計画書および芝フィールド調査計画書を監督員に提出し、管理の実施結果を監督員に報告すること。なお、管理項目については、以下を見込んでいるが、関係機関等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

- ①刈込  
刈込回数は芝生の生育状態に応じて調整するが、ターフの品質を落とさないように、適宜刈込みを実施する。刈込機械は3連リールモア又は自走式グリーンモアを使用する。刈高については、監督員と協議の上、決定のこと。刈りカスは残さないように随時回収し、監督員が指示する箇所へ集積すること。
- ②施肥  
芝生の初期養生期間中は適切に（散布量を少なめに回数を多く）施肥を実施し、生育促進をはかる。施肥を実施した場合は、肥料焼けを防止するために全面に散水すること。施肥量・回数だけではなく、成分にも注意して施肥を行うこと。
- ③薬剤（殺菌・殺虫剤）散布  
必要に応じて、芝へのダメージが特に高い病虫害に的を絞った対処を行い、深刻な病害を発生させないようにする。材料の選定については、安全性の高い芝生登録されている薬剤とすること。
- ④転圧  
ターフ表面の凸凹をローラー転圧にて不陸修正を行うこと。
- ⑤散水  
スプリンクラーを使用して散水することを基本とし、散水が行き届きにくい端部については必要に応じて人力にて散水して補完するものとする。なお、水道の使用法、使用料金等については発注者・施設管理者と協議するものとする。
- ⑥除草  
発生した雑草は人力にて適宜抜き取るものとする。
- ⑦生育状況調査  
芝の生育状況を調査して、管理作業の成果あるいは対処方法を管理報告書(週報)として監督員に提出・報告すること。
- ⑧報告  
作業実施時に何らかの事故や異変があった場合は、ただちに監督員に連絡し、対応について、協議すること。